

奈良県台風12号災害義援金の配分について

奈良県台風12号災害義援金配分委員会

1 義援金の配分対象と按分率・配分額

(配分額単位: 万円)

		按分率	配分額	第1次 配分額	第2次 配分額
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明者	100	250	100	150
	重傷者	50	125	50	75
住家被害 (1戸当たり)	全壊	100	250	100	150
	半壊	50	125	50	75
	床上浸水	20	50	20	30
長期避難の世帯 (1世帯当たり)	長期避難の世帯	20	50		50
	長期避難に準じる世帯	10	25		25
要援護者 (1人当たり)	両親のいずれか一方を亡くした 児童・生徒	100	250		250
	要介護3～5の方が在宅している 世帯	10	25		25
	重度障害者(児)の方が在宅して いる世帯	10	25		25
	特定疾患患者の方が在宅している 世帯	10	25		25

2 被災市町村への枠配分

被災市町村が被災者にきめ細やかな配分を行えるように、市町村に枠配分を行う。

配分額は義援金総額の1割程度までとし、各市町村への配分額は第1次・第2次配分額の合計額によって按分した額とする。